

NPO法人も対象になりました

保証料補給制度あり

低金利

# 西条市中小企業振興資金 融資制度概要

西条市中小企業振興資金融資制度は、市内の中小企業の皆さんが、事業の発展と経営の安定のために必要とする資金を円滑に調達できるよう、愛媛県信用保証協会及び関係金融機関の協力を得て実施しているものです。

融資対象	西条市内に住所を有する個人企業、または市内に本店を有する法人で、引き続き1年以上同一事業を営んでいる。市税を完納している。信用保証協会の保証を得られる方。
融資使徒	運転資金および設備資金
融資期間	5年以内（60ヶ月）据え置き期間を含む
融資制度額	500万円
据置期間	3ヶ月以内
返済方法	元金均等分割払い
融資利率	0.65%(H29年4月1日現在) ※利率は変動しますのでご確認ください。
信用保証料	年0.45%~1.66%
連帯保証人	① 個人の場合は原則なし ② 法人・協同組合は代表者
添付書類	① 申込者および連帯保証人の所得・資産評価の閲覧承諾書 (市外在住の連帯保証人の場合、所得証明・固定資産評価証明書) ② 納税証明書(市税) ③ 申込者および連帯保証人の調査票 ④ 個人情報に関する同意書(個人事業主・保証人) ⑤ 法人および協同組合は謄本および定款(写)を各1部 ⑥ 決算書・確定申告書(法人の場合は3期分、個人は2期分)と、決算後6ヶ月以上経過している場合は残高試算表または参考資料が必要 ⑦ 許認可等を必要とする業種は、その写し ⑧ 設備資金については、見積書・設備計画書・収支予想表 ⑨ 建設業・設計事務所等の場合は、手持ち工事一覧表 ⑩ 飲食業の場合は風俗営業に関する宣誓書が必要
取扱金融機関	伊予銀行・愛媛銀行・百十四銀行・香川銀行・広島銀行・東予信用金庫・愛媛信用金庫の市内各支店
相談窓口	西条商工会議所・周桑商工会並びに上記金融機関
申込期日	随時受付

## 【保証料補給制度】

下記要件全てに該当する場合は、申込者の申請により西条市が保証料を補給する。

①融資金額のすべてを融資の契約に定める支払い期日までに返済している。

**※返済が一回でも遅れた場合は対象になりません。**

②融資申請と異なった用途に使用していない。

③融資を受けてから引き続き同一事業を営み、かつ市内に住所または事業所を有する。

④市税を完納している。